

東京2020応援プログラム 主体登録申請について

(市区町村スポーツ少年団)

2017年7月20日から東京2020応援プログラムの 参画対象団体が拡大しました。

これまで対象となっていた団体

<公認プログラム>

- ・ 政府(各省庁)
- ・ 開催都市(東京都・市区町村)
- ・ スポンサー
- ・ JOC,JPC
- ・ 会場関連自治体(道県、市町)
- ・ 大会放送権者

<応援プログラム>

●スポーツ関連

- ・ 日本障がい者スポーツ協会
- ・ 日本スポーツ振興センター

●日本スポーツ協会

- ・ 日本アンチ・ドーピング機構
- ・ 日本レクリエーション協会

●文化関連

- ・ 日本芸術文化振興会
- ・ 国際交流基金
- ・ 東京都歴史文化財団
- ・ 日本芸能実演家団体協議会

●経済関連

- ・ 経済界協議会
(構成団体含む)

●地域関連

- ・ 会場関連自治体
以外の府県、政令市
- ・ 国・自治体が出資
している所管法人

●学校関連

- ・ 連携大学



新たに対象となった団体

<応援プログラム>

公共関連

市町村(会場関連自治体を除く)

地域関連

自治会・町内会等、商店街

スポーツ関連

国内競技団体、体育協会等

学校関連

連携大学以外の大学、高専、専修・各種学校

経済関連

商工会議所、商工会

国際関連

国際機関、大使館

公益法人等

公益財団・社団、認定NPO、社会福祉法人、
独立行政法人・特殊法人(除く株式会社)等

その他

一般財団・社団、NPO 等

都道府県
市区郡町村
体育協会、
スポーツ少年団
を含む

東京2020応援プログラムにおいてできること

- 東京2020応援マークの使用
- 「東京2020応援プログラム」の呼称の使用
- 「オリンピック」「パラリンピック」「東京2020大会」等の文言使用 ※タイトル以外(説明文等)への文言使用

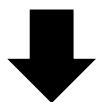
東京2020応援プログラムの申請手続き

一部書類の提出を省略可

以下のいずれかに加盟するスポーツ関連団体
日本障がい者スポーツ協会／日本スポーツ協会
日本レクリエーション協会／東京都体育協会

＜主体登録に必要な書類＞

- 誓約書兼同意書(組織委員会HPから取得)
- 主体登録団体証明書
(日本スポーツ協会・日本スポーツ少年団が発行)

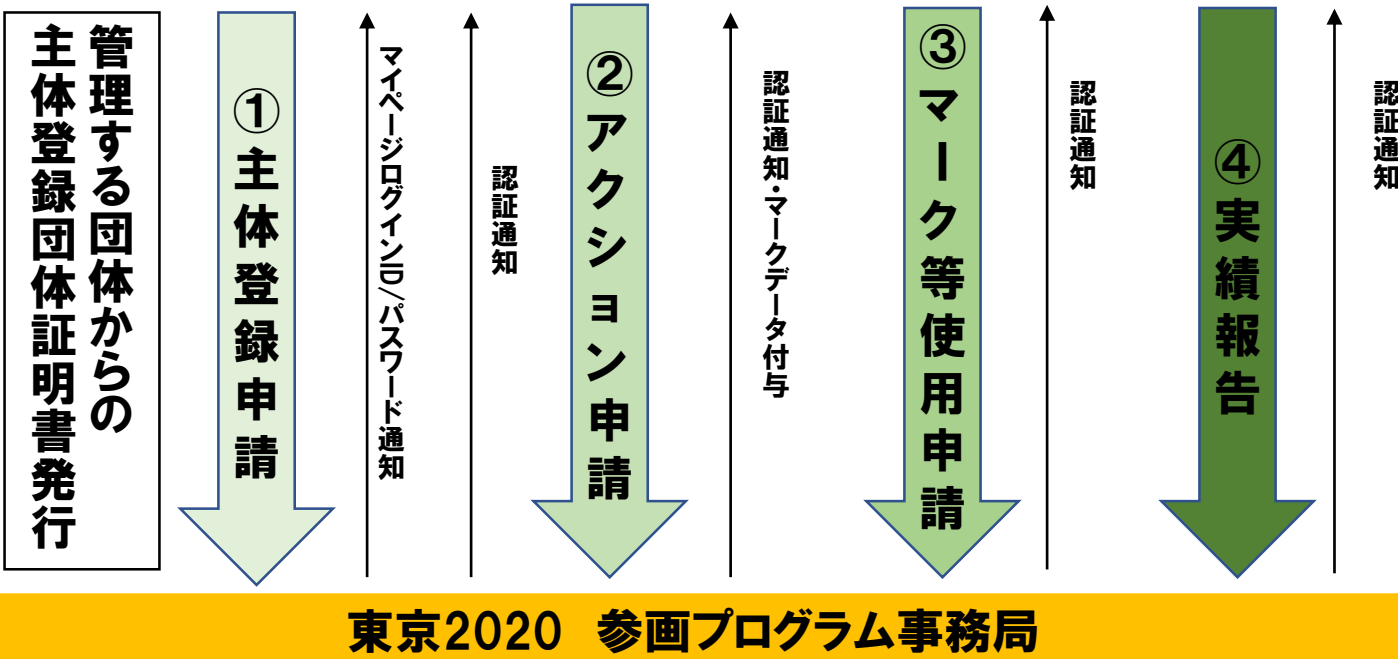


上記以外のスポーツ関連団体

＜主体登録に必要な書類＞

- 誓約書兼同意書(組織委員会HPから取得)
- 現在事項全部証明書(所定の登記所にて取得)
- 公的団体が発行する主体者確認書(適当な公的団体より取得)

申請主体 (スポーツ関連団体)



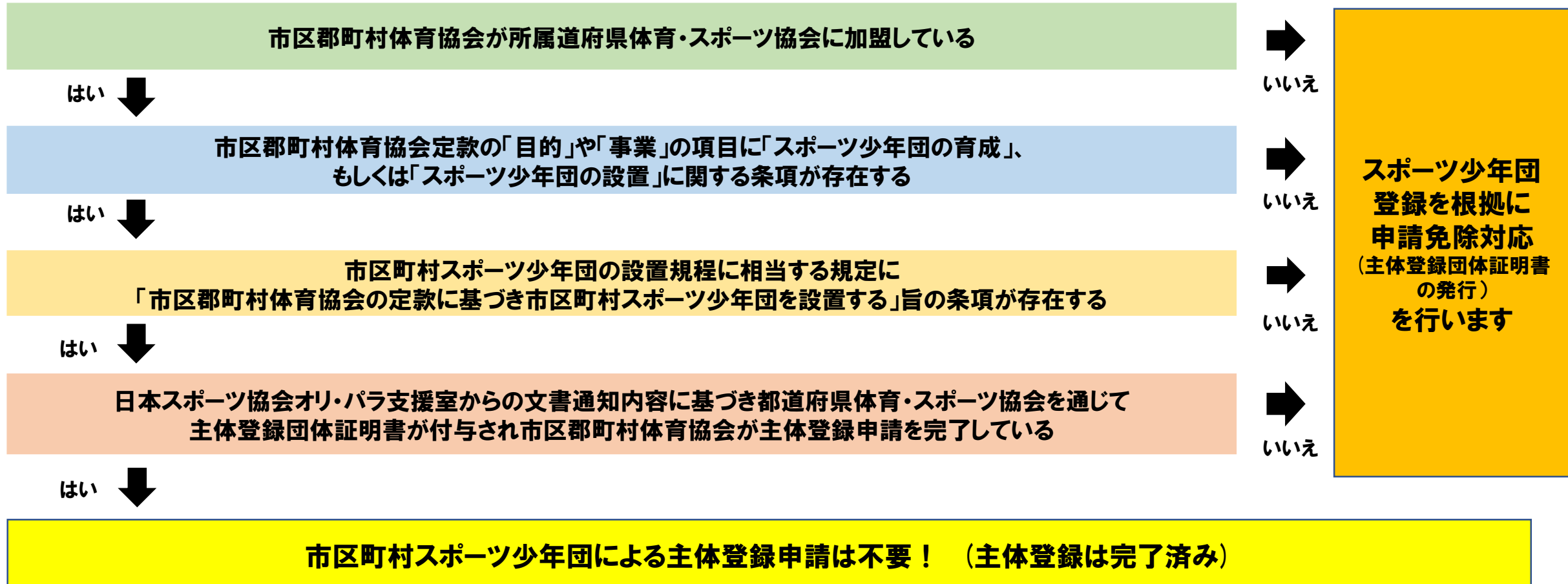
※公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 資料を一部改編

日本スポーツ協会(日本スポーツ少年団)が発行する「主体登録団体証明書」により申請手続きを簡略化

主体登録申請について（応援プログラムに参加するためには、主体登録が必要です）

- ・ 日本スポーツ少年団は日本スポーツ協会「定款」、日本スポーツ少年団「設置規程」により、日本スポーツ協会の内部組織であると捉えられるため、「日本スポーツ協会」として主体登録を行っています。
- ・ 「道府県体育・スポーツ協会」「市区郡町村体育協会」の主体登録申請については、日本スポーツ協会 東京オリンピック・パラリンピック等支援室からの発信文書及び案内により、すでに手続きが進められている場合があります。（東京都体育協会は別途手続きが進められているため除く）

<市区町村スポーツ少年団の場合>



主体登録申請（市区町村スポーツ少年団による申請）の流れ

